

第三種動物用医療機器製造販売業許可証

氏名又は
名称 明治アニマルヘルス株式会社

主たる機能を
有する事務所
の所在地 東京都中央区京橋二丁目4番16号

主たる機能を
有する事務所
の名称 明治アニマルヘルス株式会社 東京本社

許可の
有効期間 令和4年4月1日から
令和9年3月31日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2第1項の規定により許可を受けた第三種動物用医療機器の製造販売業者であることを証する。

令和4年4月1日

農林水産大臣 金子 原二郎